

第 1 法人税基本通達関係

1 貸倒引当金

【新設】(リース資産の対価の額に係る金銭債権の範囲)

11-2-1 の 3 令第 96 条第 5 項第 1 号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に掲げる「リース資産の対価の額に係る金銭債権」には、法第 64 条の 2 第 3 項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース取引に係る契約が解除された場合に同条第 1 項の賃貸人に支払われることとされているいわゆる規定損害金に係る金銭債権が含まれることに留意する。

【解説】

1 平成 23 年 12 月の税制改正により、貸倒引当金繰入額を損金の額に算入できる法人の範囲が、中小法人等、銀行・保険会社等及び金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人に限定され、これらのうち金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人については、貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権が一定の金銭債権に限定された。

法人税法第 64 条の 2 第 3 項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る同条第 1 項に規定するリース資産（以下「リース資産」という。）の引渡しを行った法人は金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人に該当することになるが、リース取引は売買があったものとして処理されることから、当該リース資産の引渡しを行った法人は、その売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権に限定して貸倒引当金の繰入れを行うことができることとされている。

2 ところで、リース取引に係る契約上、そのリース期間の中途における未経過リース料に相当する金額をいわゆる規定損害金として支払うことにより、そのリース取引に係る契約を途中で解約することができるようになっているケースが多いが、リース資産の引渡しを行った法人において、この規定損害金に係る金銭債権は、貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権に該当するのか疑問が生じうる。

この点、この場合の規定損害金は、未経過リース期間に係る残リース料相当額を一時に回収するものにほかならないことから、リース資産の対価の額の一部を構成するものである。そこで、本通達では、法人税法施行令第 96 条第 5 項第 1 号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する「リース資産の対価の額に係る金銭債権」について、リース取引に係る契約が解除された場合に発生することとなるいわゆる規定損害金に係る金銭債権がこれに含まれることを留意的に明らかにしている。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 10-2-2 の 2）を定めている。